

2015年4月30日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 平井一夫  
(コード番号 6758 東証第1部)  
問い合わせ先 財務部 VP 村上敦子  
(TEL:03-6748-2111(代表))

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月23日開催予定の第98回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により委員会設置会社の名称が指名委員会等設置会社へと変更されることにともない、株主総会の決議を得ることなく定款に定めがあるとみなされる事項(指名委員会等を置く旨の定め)につき、あらためて定款に反映させるものです。【変更案第2条】

また、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されることにともない、現行定款の関連する規定について所要の変更を行うものです。【変更案第21条第2項】

なお、同変更案(取締役との間の責任限定契約)に関しましては、各監査委員の同意を得ていません。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

以 上

(下線\_\_\_\_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (委員会設置会社)</p> <p>当社は、<u>委員会設置会社</u>として、取締役会、<u>委員会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>第2条 (指名委員会等設置会社)</p> <p>当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、取締役会、<u>指名・監査・報酬の各委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第21条 (取締役の責任免除および<u>社外取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、3,000万円または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第21条 (取締役の責任免除および<u>取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、3,000万円または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>